

●身寄りのないおひとり様向け

ハイブリッド遺言（自筆証書遺言書法務局保管制度と公正証書遺言）について

課題

相続人がいない、または相続人（遺留分がない兄弟姉妹、甥姪）と疎遠な人が亡くなった場合、せっかく「**遺贈寄付**」を内容とする遺言書を作成していても、**遺言者が死亡した事実を遺言執行者が知らなければ遺言が執行されず、遺言書が無駄になってしまう！**

⇒法務局の自筆証書遺言書保管制度の「**指定者通知**」を活用する！

【下記QRコード参照】

① **関係遺言書保管通知**…遺言者死亡後、関係相続人等のうち一人が（１）遺言書の閲覧や（２）遺言書情報証明書の交付を受けた場合、遺言書保管官が遺言書が遺言書保管所に保管されていることをその他の相続人等全員に対してお知らせするものです。

ただし、遺言者死亡後であっても、関係相続人等のうちのいずれかの方が、遺言書の閲覧等をしなければ、通知はされません。

② **指定者通知**…遺言者の事前の申出により、戸籍担当部局と連携して遺言書保管官が遺言者の死亡の事実を確認した場合、遺言書が保管されていることを指定された人（推定相続人、受遺者、遺言執行者等 3名まで指定可）にお知らせするものです。

活用事例

① 遺言者が法務局の自筆証書遺言書保管制度を使い、様式を具備した**簡単な**自筆証書遺言書（**遺言執行者は司法書士A**）を作成、**指定者通知**を利用（**死亡の事実を遺言執行者Aにだけ通知して欲しい希望**）し保管申請

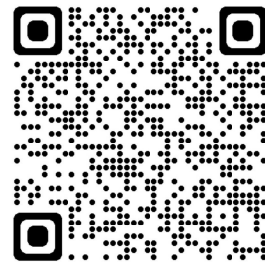
② その後、正式な公正証書遺言書を作成（**遺言執行者 司法書士A**）

③ 遺言者死亡

④ ①によって指定された**遺言執行者である司法書士Aにだけ死亡通知あり**

⑤ 司法書士Aは①の**遺言は利用せず**（＝遺言書の閲覧も遺言書情報証明書の交付も受けないため、相続人・受遺者には遺言書が法務局に保管されている事実は通知されない）、後で作成された②に基づき（**「後遺言優先の原則」**）遺言執行をする（当然、法定相続人がいれば**司法書士A**は②の内容は遺言執行者として通知しなければならない）

「自筆証書遺言書保管制度のご案内」
（法務省民事局 令和5年1月版）



※おまけ…最近の受任案件で、平成14年8月13日付け公正証書遺言と平成14年8月13日付け自筆証書遺言（封印あり）と平成15年1月31日付け自筆証書遺言（封印あり）がありました！→遺言者が今年9月に亡くなりました。→現在、検認申立中です。さて、どうなることでしょうか？

① 関係遺言書保管通知

遺言書を保管している旨の通知（関係遺言書保管通知）

法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）第9条第5項等の規定に基づき、下記の遺言者の申請に係る遺言書を保管している旨を通知します。

遺言者の氏名	東京 太郎
遺言者の出生の年月日	昭和64年1月7日
遺言書が保管されている 遺言書保管所の名称	東京法務局
保管番号	H0100-202206-1

【注意事項】

- あなたは、上記遺言書の閲覧又は遺言書情報証明書（遺言書の内容を確認することができる書面）の交付の請求をすることができます。
この通知は、遺言書の閲覧又は遺言書情報証明書の交付の請求をするために利用する書類です。
なお、手続に必要な書類等の詳細については、法務省HPを御覧いただくか、本通知の発送元である遺言書保管所（法務局）にお問い合わせください。

[遺言書保管制度](#) | [検索](#)



- 遺言書の閲覧又は遺言書情報証明書の交付の請求（送付による請求を除く。）には、あらかじめ遺言書保管所（法務局）への予約が必要です。

令和4年8月15日
東京法務局

遺言書保管官
筆頭遺言書 保管官



②遺言者が指定した方への通知

遺言者が指定した方への通知

下記の遺言者の申請に係る遺言書を保管している旨を通知します。

遺言者の氏名	東京 太郎
遺言者の出生の年月日	昭和64年1月7日
遺言書が保管されている 遺言書保管所の名称	東京法務局
保管番号	H0100-202206-1

【注意事項】

- この通知は、遺言者からの申出に基づいて、遺言者があらかじめ指定した通知の対象者に宛てて行うものです。
- あなたが、上記遺言者の相続人又は上記遺言書に記載された受遺者・遺言執行者その他の法務局における遺言書の保管等に関する法律第9条に掲げる者である場合には、上記遺言書の閲覧又は遺言書情報証明書（遺言書の内容を確認することができる書面）の交付の請求をすることができます。
なお、手続に必要な書類等の詳細については、法務省HPを御覧いただくか、本通知の発送元である遺言書保管所（法務局）にお問い合わせください。

遺言書保管制度 | 検索



- 遺言書の閲覧又は遺言書情報証明書の交付の請求（送付による請求を除く。）には、あらかじめ遺言書保管所（法務局）への予約が必要です。

令和4年8月16日
東京法務局

遺言書保管官
筆頭遺言書 保管官

